

一般競争入札説明書

この入札説明書は、羊蹄ハイツ簡易陰圧装置設置工事に係る令和5年1月27日に公告した一般競争入札(以下「入札」という)の公募内容に関する説明書である。

1 入札に付する事項

- (1)工 事 名 羊蹄ハイツ簡易陰圧装置設置工事
- (2)工事場所 北海道虻田郡倶知安町字峠下113番地2
- (3)工 期 契約締結日から令和5年3月30日まで
- (4)工事概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者に必要な要件は、以下のとおりとする。

- ア 感染対策廃棄ユニットNEU-10基本型(日本医化器械製作所)の納入・取付工事(排気設備含む)を実施、並びにスライディングウォール新設工事を令和5年3月30日までに完了できること。
- イ 北海道の各部による競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 入札に参加しようとする者の間に資本、人的関係がないこと。

資本関係又は人的関係とは、次に掲げるものをいう。

(ア)資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法(明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。)第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下 同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

- a 親会社(旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ)人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の代表権を有する取締役(代表取締役)、取締役(社外取締役及び委員会設置会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。)の取締役を除く。)が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加資格申請書等の提出期間等

(1)申請書

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)

イ 特定関係調書(当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。)(別記第5号様式)

(2)提出期間等

(ア)提出期間

令和5年2月6日(月)から令和5年2月8日(水)まで

(イ)提出場所

北海道虻田郡倶知安町字峠下113番地2

特別養護老人ホーム羊蹄ハイツ(以下、法人本部とする)

(ウ)提出方法

郵送とする。

(3)その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に挙げる資格を有するか審査を行い、その結果令和5年2月10日(金)付けでメールにより通知する。

5 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1)入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができる。

(2)設計図書に関する質問は、原則メールによるものとする。

ア 設計図書等の閲覧・配布期間、および質問の受付期間等

令和5年1月27日(金)から令和5年2月10日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日除く。)

午前9時から午後5時までとし、訪問する際には事前に連絡すること。

イ 設計図書等の閲覧・配布、および質問の受付場所

北海道虻田郡倶知安町字峠下113番地2

法人本部

ウ 質問の回答期限

令和5年2月13日(月)までに、原則メールにより回答する。

6 契約条項を示す場所

法人本部

7 入札の場所及び日時

(1)入札の場所

北海道虻田郡倶知安町北3条東4丁目

倶知安町保健福祉会館 1階会議室

(2)入札の日時

令和5年2月14日(火)10時30分

(3)その他

入札の執行に当たっては、契約担当者により、入札参加資格があることが確認された旨の入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札保証金の納付を免除するので次の書類のいずれかを提出すること。

※直近の損益計算書等の財務状況が分かるものを提出。

※過去2年間、国又は地方公共団体と契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを証明できる書類。

9 落札の決定方法

当法人が定めた予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札とする。

10 契約書の作成の要否

必要とする。

11 最低制限価格

最低制限価格を設定している。

12 支払条件

- (1)前金払 なし
- (2)中間払 なし
- (3)部分払 なし
- (4)工事完成後 引き渡し後、全額を支払う。

13 その他

(1)入札の執行回数は、原則3回までとする。

(2)開札の時(落札者の決定前まで)において、2に規定する資格を有しない者のした入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件違反した入札は、無効とする。

(3)入札書記載金額

契約の相手方の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって決定価格とするので、見積合わせの参加者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100(消費税を除いた額)に相当する金額を見積書に記載してください。

(4)消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。

(5)現場説明

実施しない。

(6)入札の執行は、公開する。

(7)郵送による入札は、認めない。

(8)契約の締結に際しては、別途理事会の議決を要する。

(9)この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事入札心得その他関係法の規定を承知すること。

(10)公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、法人本部へ照会すること。